

関係私立学校設置者 様

愛知県県民文化局長

3 1 令和 8 年度予算書及び令和 7 年度決算書等の提出について（通知）

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 6 条、第 152 条第 1 項及び第 2 項、附則第 11 項、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条並びに愛知県私立学校経常費補助金交付要綱第 17 条の規定等により、私立学校に係る事務に必要ですので、下記のとおり提出してください。

記

1 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）

2 提出書類

- (1) 令和 8 年度予算書
- (2) 令和 7 年度決算書（令和 8 年度に新設された学校法人を除く。）
- (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書（原本）

※（3）の監査報告書は、令和 7 年度の経常費補助金の助成を受けていない場合又は当該補助金額が 1 千万円未満で、令和 7 年度末までに愛知県へ監査の免除許可申請書を提出し、その許可を受けている場合は不要。

3 提出方法

電子メールにより、次のメールアドレス宛てに提出してください。

shigaku@pref.aichi.lg.jp

4 提出に当たっての注意事項

- (1) 期限厳守で私学振興室宛てに提出してください。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日施行の改正私立学校振興助成法及び改正学校法人会計基準により、令和 7 年度決算書から提出書類の内容が変更になっていますので、ご注意ください。

- ・ 今回からの提出書類の内容については、別添参考 1 「計算書類等提出セット（必要書類・提出順序）のイメージ図（R7 年度決算分以降）」を参考にしてください。
- ・ 私学振興室 Web サイトの「学校法人会計基準、計算書類作成・提出に関する参考資料等」のページ（URL は下記のとおり）に、これまでの通知文書等が掲載されていますので、併せて参考にしてください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/kaikeikijun2025.html>

なお、収益事業がある場合は、収益事業の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）も提出してください（提出方法は参考1参照）。

(3) 今回から、従来の紙資料の提出に代わり、原則、電子データでの提出をお願いします。電子データの具体的な提出方法は、別添参考2「電子データによる計算書類等の提出方法について」を参照してください。

(4) 提出する電子データ（PDF ファイル）のファイル名は、次のとおりとしてください。

決算書 → 「(法人番号(5桁)) + (法人名) 令和7年度決算書」

予算書 → 「(法人番号(5桁)) + (法人名) 令和8年度予算書」

各法人の法人番号は、私立学校現況調査表に記載していただいている法人番号(5桁)を使用してください（国税庁の法人番号(13桁)ではありませんので注意してください。）。

(私学振興室 Web サイトの「令和8年度私立学校現況調査様式」のページ (URL は下記のとおり) に掲載された「令和8年度学校コード、法人番号一覧 (Excel ファイル)」で、該当の法人番号を検索・確認できます。)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/genkyochosa.html>

(5) 電子メールを送付する際の件名は、次のとおりとしてください。

メール件名 → 「令和8年度予算書及び令和7年度決算書等の提出について」

担 当 学事振興課私学振興室指導グループ（青木・伊藤）

電 話 052-954-6186（ダイヤルイン）

E-mail shigaku@pref.aichi.lg.jp